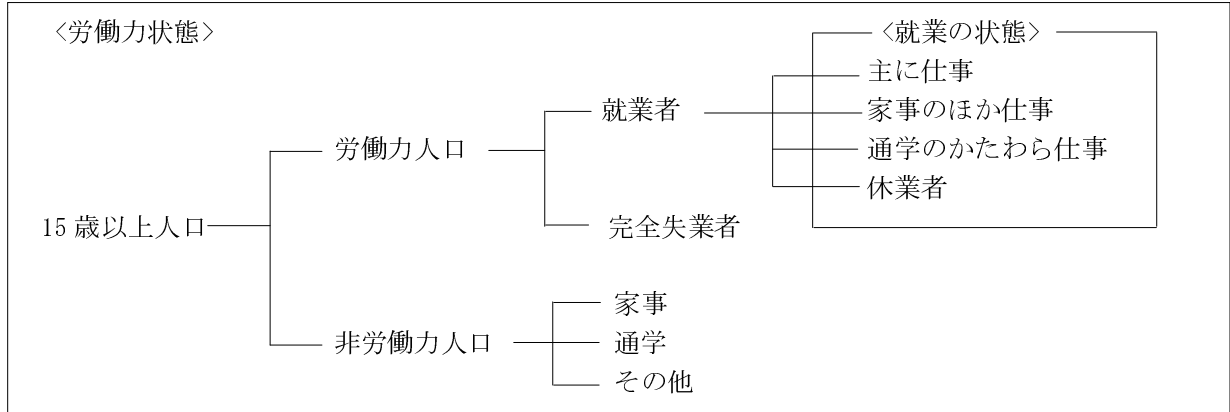


用語の解説

労働力状態

「労働力状態」とは、15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間(以下「調査週間」という。)に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものである。



労働力人口

就業者と完全失業者を合わせた人数

就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業利益、手数料、内職収入など収入を伴う仕事を少しでもした人。

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しでも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としている。

- (1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合
 - (2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合
- また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めている。

完全失業者

調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口

調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人（労働力状態「不詳」を除く）

労働力率

15歳以上人口(労働力状態が「不詳」を除く。)に占める労働力人口の割合のことをいう。

従業上の地位

就業者について、調査期間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分したものを。

《平成 22 年変更内容》

平成 22 年国勢調査では、従来雇用者の内訳が「常雇」及び「臨時雇」であったものを、雇用形態の変化に対応するため、次のとおり「正規の職員・従業員」、「労働者派遣事業所の派遣社員」及び「パート・アルバイト・その他」に変更した。

区分	内容
雇用者	会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人
正規の職員・従業員	勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
パート・アルバイト・その他	・就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人 ・専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人
役員	会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
雇人のある業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
雇人のない業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
家族従業者	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
家庭内職者	家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

産業

就業者について、調査期間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したもの。（調査期間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類）

国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により大分類、中分類、小分類がある。

《平成 22 年変更内容》

平成 22 年調査の産業分類は、平成 19 年 11 月に改定された日本標準産業分類を基準としており、大分類が 20 項目、中分類が 82 項目、小分類が 253 項目となっている。

労働者派遣法に基づく派遣労働者は、平成 17 年以前の調査では、「労働者派遣業」に分類していたが、22 年調査から、派遣先で実際に従事する産業を基に分類している。

産業大分類を 3 部門に集約しているが、その区分は次によっている。

部門	内訳
第 1 次産業	A:農業, 林業 B:漁業
第 2 次産業	C:鉱業, 採石業, 砂利採取業 D:建設業 E:製造業
第 3 次産業	F:電気・ガス・熱供給・水道業 G:情報通信業 H:運輸業, 郵便業 I:卸売業, 小売業 J:金融業, 保険業 K:不動産業, 物品賃貸業 L:学術研究, 専門・技術サービス業 M:宿泊業, 飲食サービス業 N:生活関連サービス業, 娯楽業 O:教育, 学習支援業 P:医療, 福祉 Q:複合サービス事業 R:サービス業 (他に分類されないもの) S:公務 (他に分類されるものを除く)

新旧産業分類対応表

旧産業分類(平成17年国勢調査産業分類) (大分類19, 中分類80, 小分類228)	新産業分類(平成22年国勢調査産業分類) (大分類20, 中分類82, 小分類253)
A 農業	A 農業, 林業(統合・新設) 「A 農業」と「B 林業」を統合
B 林業	
C 漁業	B 漁業
D 鉱業	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業(改称)
E 建設業	D 建設業
F 製造業	E 製造業
G 電気・ガス・熱供給・水道業	F 電気・ガス・熱供給・水道業
H 情報通信業	G 情報通信業 「H 情報通信業」と「Q サービス業(他に分類されないもの)」から中分類「専門サービス業(他に分類されないもの)」のうち小分類「その他の専門サービス業」の一部を統合
I 運輸業	H 運輸業, 郵便業(統合・新設) 「I 運輸業」と「H 情報通信業」から小分類「信書送達業」を統合
J 卸売・小売業	I 卸売業, 小売業(改称) 「J 卸売・小売業」と「P 複合サービス業」から中分類「協同組合(他に分類されないもの)」の一部を統合
K 金融・保険業	J 金融業, 保険業(改称)
L 不動産業	K 不動産業, 物品賃貸業(統合・新設) 「L 不動産業」と「Q サービス業(他に分類されないもの)」から中分類「物品賃貸業」を統合
M 飲食店, 宿泊業	L 学術研究, 専門・技術サービス業(新設) 「P 複合サービス業」から中分類「協同組合(他に分類されないもの)」の一部, 「Q サービス業(他に分類されないもの)」から中分類「学術・開発研究機関」, 「専門サービス業(他に分類されないもの)」(広告制作業を除く), 中分類「広告業」のうち小分類「広告業」の一部, 中分類「その他のサービス業」のうち小分類「他に分類されない事業 サービス業」の一部を統合
N 医療, 福祉	M 宿泊業, 飲食サービス業(統合・再編) 「J 卸売・小売業」から中分類「飲食料点小売業」のうち「料理品小売業」の一部, 「M 飲食店, 宿泊業」を統合
O 教育, 学習支援業	N 生活関連サービス業, 娯楽業(新設) 「O 教育, 学習支援業」から中分類「その他の教育, 学習支援業」のうち小分類「教養・技能教授業」の一部, 「Q サービス業(他に分類されないもの)」から中分類「洗濯・理容・美容・浴場業」, 「その他の生活関連サービス業」, 「娯楽業」を統合
P 複合サービス業	O 教育, 学習支援業
Q サービス業(他に分類されないもの)	P 医療, 福祉
R 公務(他に分類されないもの)	Q 複合サービス業
S 分類不能の産業	R サービス業(他に分類されないもの) 「H 情報通信業」から中分類「放送業」の一部, 「N 医療, 福祉」から中分類「社会保険・社会福祉・介護事業」, のうち小分類「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」の一部, 「Q サービス業(他に分類されないもの)」から中分類「廃棄物処理業」, 「自動車整備業」, 「機械等修理業」, 「広告業」のうち小分類「広告業」の一部, 「その他の事業サービス業」(小分類「他に分類されない事業サービス業」の一部を除く), 「政治・経済・文化団体」, 「宗教」, 「その他のサービス業」のうち小分類「その他のサービス業」の一部, 「外国公務」, 「R 公務(他に分類されないもの)」から中分類「地方公務」のうち小分類「都道府県機関」及び「市町村機関」の一部を統合
	S 公務(他に分類されるものを除く)(改称) 「Q サービス業(他に分類されないもの)」から中分類「その他の事業サービス業」のうち小分類「他に分類されない事業サービス業」の一部, 「その他のサービス業」のうち小分類「その他のサービス業」の一部を移行
	T 分類不能の産業

* 数値の見方

- ・本文及び図表中の数値は, 表章単位未満で四捨五入している。本文及び図表中の値は, 表章単位未満を含んだ数値から算出している。
- ・割合は, 特に注釈がない限り, 分母から不詳を除いて算出している。